

議員提出議案第 1 号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 14 日

提出者 7 番 片 岡 ちとせ 2 9 番 木 村 ひでこ
 3 0 番 三小田 准 一 3 1 番 中 村 しんご

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

区民の福祉向上を図るため、未就学児の被保険者の均等割額を免除する必要があるので、
本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 条を加える。

（令和 7 年度以降における未就学児に係る保険料の均等割額の免除の特例）

第11条 令和 7 年度以降における年度の初日の前日において、被保険者（世帯主と同一の
世帯に属する未就学児である者に限り、納税義務者を除く。）に係る第14条の 4 に規定
する被保険者均等割額及び第15条の10に規定する被保険者均等割額は、第15条の 4（第
2 号に係る部分に限る。）、第15条の12（第 2 号に係る部分に限る。）、第19条の 2 及び第
19条の 4 の規定にかかわらず、それぞれ 0 円とする。

付 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。